

平成 29 年度第 2 回長野県契約審議会

日時：平成 29 年 9 月 12 日（火）13 時 45 分から 16 時 00 分

場所：JA 長野県ビル 12A 会議室

1 開 会

○事務局

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。只今から、平成 29 年度第 2 回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めます、会計局契約・検査課企画幹の岡沢雅孝でございます。よろしく願いいたします。

委員の皆様におかれましては、9 月 1 日から 3 年間ということで、長野県契約審議会委員に委嘱させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、今現在 9 名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、長野県契約審議会規則第 4 条第 2 項の規定により過半数の定足を満たしておりますので、会議が成立していることを、まずご報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となり、会議録は後日県のホームページで公表されますのであらかじめお知らせいたします。なお、この会議の終了時刻につきましては 16 時頃を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで報道機関の皆様方、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして、修正がされる可能性があるものですので、その点を十分留意いただくようお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしました次第に従いまして進行してまいります。

まずはじめに、県を代表いたしまして、清水会計管理者兼会計局長からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

○清水会計管理者兼会計局長

皆さん、こんにちは。会計管理者兼会計局長の清水でございます。

本日は、各委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

この審議会ですけれども、前委員の皆様の任期満了に伴いまして、9 月 1 日付で新たに委員の改選を行わせていただきました。新たにご就任いただきましたお二人を含めまして、12 名の皆様にご就任いただいたところです。公私ともご多忙にかかわらずお引き受けをいただきまして、誠にありがとうございます。

今日ですが、今回改選後初めての審議会ということでございます。今日の審議会の会議事項ですけれども、大きく 2 点ございます。1 点目は、会長の選任等、それから審議会の運営に関する事、2 点目は、県の入札等の実施状況など契約に関する取組方針に係るご

報告でございます。

限られた時間の中ではございますけれども、委員の皆様方の専門的な知識やご経験を基に、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

○事務局

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。会議資料の名簿順にご紹介をさせていただきます。

碓井光明委員さんでございます。

○碓井委員

碓井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

大窪久美子委員さんでございます。

○大窪委員

大窪と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

奥原みどり委員さんでございます。

○奥原委員

奥原と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

藏谷伸一委員さんでございます。

○藏谷委員

藏谷です。よろしくお願いします。

○事務局

西村委員さんでございますが、只今こちらに向かっておりますので、後ほどまたご紹介させていただけたらと思います。

次に、野本博之委員さんでございます。

○野本委員

野本でございます。よろしくお願いします。

○事務局

柳澤修嗣委員さんでございます。

○柳澤委員

柳澤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

湯本憲正委員さんでございます。

○湯本委員

この9月から新たに就任させていただきました湯本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

吉野洋一委員さんでございます。

○吉野委員

吉野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

渡辺ひさみ委員さんでございます。

○渡辺委員

今期から、渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

なお、小澤吉則委員さん、堀越倫世委員さんにおかれましては、本日都合によりご欠席でございます。

続きまして、特別委員の紹介をさせていただきます。建設工事等の学識経験者ということで委嘱させていただきました、轟邦明特別委員さんでございます。

○轟特別委員

轟と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局

次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。

○丸山契約・検査課長

皆さん、こんにちは。契約・検査課長、丸山進でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○猿田技術管理室長

建設部建設政策課技術管理室長の猿田吉秀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

4 会長等の選任について

○事務局

次に本審議会規則第2条第1項に基づきまして、会長を委員の皆様にご互選していただきたいと思っております。

会長の選任についてご発言がありましたら、よろしくお願いいたします。

○吉野委員

これまでの審議会の経緯もございまして、碓井委員に会長をやっていただくのがよいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局

只今吉野委員さんから、碓井委員さんを会長にとのご提案がありましたが、皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、碓井委員さんに会長をお願いいたします。碓井会長さんは、会長席のほうへお移りいただきたいと思っております。

それでは、碓井会長さんに一言ごあいさつと、続いて会議の進行をお願いしたいと思います。

○碓井会長

碓井でございます。力不足でご迷惑をおかけすることも多いかと思っておりますが、3年間どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず会長代理についてでございますが、本審議会規則第2条第3項によりまして会長の私が指名することとされております。私といたしましては、吉野委員に会長代理をお務めいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

5 説明請求審査部会の概要及び部会に属する委員の指名について

○碓井会長

それでは次に、「説明請求審査部会の概要及び部会に属する委員の指名について」を取り上げたいと思っております。

まず概要につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、資料の1ページ、資料1をご覧くださいと思います。こちら、説明請求審査部会の概要でございます。

こちらの部会につきましては、資料の下の囲みの中に記載がございますけれども、長野県の契約に関する条例第7条に基づき定められました長野県契約審議会規則第5条におきまして、審議会はその定めるところにより部会を置くことができるとされております。こちらを根拠といたしまして、本部会につきましては、平成26年第1回の審議会におきましてご決議いただき、設置しているものでございます。

この説明請求につきましては、入札・契約過程の再苦情等の申立てがあつてから審査結果をご答申いただくまで、おおむね50日程度という短期間で行っていただく必要があること、また説明請求の手續におきまして、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないといういわゆる守秘義務があるということから、少人数の部会によりご審議いただくことが適当ではないかとの考えのもと、これまで3名の委員及び特別委員の皆さんにご担当いただいていたところでございます。

この説明請求審査部会での審議の内容といたしましては、資料の1の上の囲みの部分をご覧くださいいただければと思うのですが、1つ目といたしまして、建設工事等の県が行った入札・契約の過程につきまして、発注機関の長に苦情申立てがあつた場合で、発注機関の長からの回答に関しまして、知事に対して再苦情の申立てがあつた場合にご審議をいただくことが1点。

もう一点、県が発注した建設工事、または建設工事に係る委託業務に関して行います成績評定について、発注機関の長に説明請求があつた場合で、発注機関の長からの説明に関しまして、知事に再説明請求があつた場合にご審議いただくこと、この2つの事項についてご審議いただくこととなっております。

なお、この審査につきましては、紛争や法律の知識をお持ちの方、また説明請求の多くが建設工事等に関わるものであるということから、県及び請求者と利害関係のない方々にご参加いただく必要があるのではないかと考えてございますけれども、部会に属する委員につきましては審議会の会長からご指名いただくこととなりますので、この概要説明の後、碓井会長からご指名いただければと考えております。

次に部会の議決に関することといたしまして、下の囲みの2つ目と3つ目の○に記載してございます。まず、先ほど申し上げましたように、審議期間が短いということもございまして、長野県契約審議会規則第5条第6項によりまして、部会での議決を審議会の議決とさせていただきます。また、審議すべき事項につきまして、部会に付すいとまがない場合など、特別な理由がある場合につきましては、持ち回り審議をもって部会の審議に代えることができるものとしてございます。

なお、議決の内容につきましては、その後直近で開かれる審議会でご報告申し上げます。概要の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

それで、今ご説明いただいたのですが、皆さんのお手元にファイルがあると思います。その11ページに長野県契約審議会規則というものがございまして、その中で今の部会についての定めが第5条にある、こういうことでございます。

それでは、只今の概要のご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

吉野委員さん。

○吉野委員

私からいくつか質問させていただきたいのですけれども、長野県の苦情処理制度につきましては、私の経験から見ましても、非常に発注者側の姿勢をたすとともに、受注者側にも発注者の意図を理解してもらうという意味では大変有意義な制度だと思っております。

私もよくわかりませんが、ほかの県でもあまり見られない制度だと思うのですが、この制度は、長野県独自の制度なのか、ということをお聞きしたい。それで、ほかの県でもやっているようでしたら、それを教えていただきたいのが1つです。

それから2つ目に、長野県独自の制度だとすれば、この制度をつくられた経緯なり理由がおわかりでしたら教えていただきたいと思っております。

○碓井会長

事務局、お願いします。独自の制度なのか。

○事務局

その経緯につきまして、よく確認させていただきまして次回の審議会等でご報告させていただきたいと思うのですけれども、この審議会が設立される前から行っていたものであるものではございます。

○吉野委員

わかるのですが、この制度自体は大変いい制度なのです。私はほかの県では行っていないような気がいたしますのでどうでしょうかという意味でお聞きしたのです。

○碓井会長

ではこれは事務局で、他県とも比較したご説明は後日、これは別に部会での事項ではなくて、まさに契約審議会の事項としてご報告いただければと思いますが、それでよろしゅうございますか。

○吉野委員

それともう一点。

○碓井会長

どうぞ。

○吉野委員

以前は年に数件ほど再説明請求等があったのですが、最近では昨年の3月以来1年半ほど再説明請求なり再苦情の申立てというのは来ていないようなのですが、説明請求なり苦情申立てというのは、各発注機関では出ているのですか。それをちょっと教えていただきたい。単なる再説明請求なり再苦情申立てが出ていないのかどうか。

○事務局

説明請求に関しまして、すべての件数を把握しているわけではないのですが、今年度に入って1件ほどあったことは把握はしているのですが、再説明請求にはならなかったというところがございます。

○吉野委員

出ていることは出ている。

○事務局

そうです。ただ、件数は少ないとは思われます。

○碓井会長

もう一つありますか。

○吉野委員

先ほど申し上げたように、以前はたくさん出ていたのだけど最近ないということは、契約に関する諸制度について皆さんあまりもうご不満がなくなったのか、適切に処理されているという証拠なのか、そのへんどうお考えになっているか聞きたかったのです。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

これまでこの説明請求があった案件につきましては、ほとんどが成績評定に関するものでございます。かつてはかなりありましたが、それが最近減ってきたというのは、1つは受注者も発注者もそれぞれ成績評定に慣れてきた、ということ変ですけども、理解が進んだために、こういった採点をしているということの合意が取りやすくなってきたのかなと思います。

仮にその発注機関に説明請求があった場合にも、丁寧にお答えすることで、再説明まで来るものが減ってきているのではないかと考えております。

○碓井会長

ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、先ほどの契約審議会規則の第5条第2項によりますと、部会に属すべき委員

及び特別委員は会長が指名することとされており。そこで私のほうから、部会に属すべき委員及び特別委員を指名させていただいてよろしゅうございましょうか。

それでは、柳澤委員、吉野委員、それに轟特別委員を指名させていただきます。お三方には、大変ご苦勞をおかけすることになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

6 会議事項

(1)「長野県の契約に関する条例及び取組方針」の概要

○確井会長

それでは、会議事項6の(1)にございます「長野県の契約に関する条例及び取組方針」の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料の2の2ページをご覧くださいと思います。「長野県の契約に関する条例及び取組方針」の概要についてご説明させていただきます。

本県では、公正で適正な契約を行うことで、地域経済の健全な発展を目指すことなど、4項目を基本理念とする「長野県の契約に関する条例」を制定して、平成26年の4月から施行しております。また、平成26年10月には、条例の基本理念を実現するために、契約の締結方法や履行確保の方法について、「長野県の契約に関する取組方針」を策定して運用しているところでございます。

資料2の1の(1)の条例の背景についてご説明させていただきます。

それまでの県の契約に求められてきた透明性ですとか公平性の確保、品質の確保といったことに加えまして、地域の安全や安心を支える事業者の育成ですとか、労働環境の整備など、契約に求められる内容は多様化してきております。そこで契約に関する基本的な方針を明確にして、長期的で統一的に取り組んでいくことが重要であることから、これらを整理した条例の検討を進めてまいりました。そして、平成26年2月の議会の議決を経まして、契約に関する条例が制定されているところでございます。

(2)の条例の概要と目的でございますけれども、基本理念に沿った取組の基本事項を定めまして、契約制度を活用して一定の行政目的を実現することで、県民の福祉の増進を図るということを目的とするものでございます。

イの「基本理念」につきましては、記載4項目でございますけれども、これにつきましては後ほど取組方針の説明の中で述べさせていただきますと思います。

ウの「取組方針」は、条例第6条に定められているものでございますけれども、これにつきましても、後ほどご説明させていただきますと思います。

エの「長野県契約審議会」でございます。県の取組が条例の基本理念を実現するものとなるために、学識経験者の方からご意見を聞く機関として設置してございます。具体的には、策定する取組方針やこれに沿った個々の取組など、契約に関する重要事項についてご審議いただいております。

その下に条例の相関図がございます。審議会の意見を聞きながら、PDCAサイクルを回して、必要な措置を講じながら取組方針を初め、契約に関する取組をより良いものにしてい

くという流れとなっています。

2 ページ目になります。(3) この条例の特徴でございます。大きく2つあるかと思えます。1つ目は、条例の基本理念として、公正で適正な契約による地域経済の健全な発展を目指すこと。2番目として、県民への安全かつ良質なサービスを提供することなど、契約に求められている多様な要請に対応した幅広い内容となっていること。2つ目は、専門的な技術が継承されることなど事業者の視点ですとか、労働環境が整備されることなどの労働者の視点、県民の安全安心を支えるために活動する事業者の育成など県民の視点という、複数の視点の内容が定められているところだと思えます。

続きまして、「長野県の契約に関する取組方針について」をご説明いたします。条例の基本理念を実現するために、「長野県の契約に関する取組方針」を審議会のご意見をお伺いして策定しております。内容は、契約の締結方法や履行確保の方法など、条例の基本理念を実現するために契約に関する取組の方針を定めたものでございまして、条例に沿って4つの理念を掲げてございます。

その実現のために、基本事項及び具体的な取組の項目で構成されてございます。策定当初は89の取組項目を掲げてございましたが、その後取組が進みましたので項目を追加・更新し、2度の取組方針の変更を経まして、現在91項目となっています。

まず、1つ目の基本理念でございます。契約の適正化を掲げています。契約の適正化が図られることで、地域経済の健全な発展に資することを目指しています。実現のために、契約の過程及び内容の透明性の確保ですとか、競争の公平性の確保などを基本事項といたしまして、契約に関する情報の公表や予定価格の適正な設定などを行うこととしているところです。

具体的な取組としては、取組番号10番で、製造の請負、物件の買入れ、「その他の契約」において、より適切な予定価格の設定について検討することなど、17項目を挙げているところでございます。

2つ目としまして、総合的に優れた契約の締結が挙げられています。契約を総合的に優れた内容にすることで、提供されるサービスを安全かつ良質なものにすることを目指しています。

実現のために適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止ですとか、サービスの質・品質の確保、向上や、業種に応じた事業者の技術力といった、価格以外の多様な要素も考慮することとしております。

具体的には資料4ページになります。19番で印刷・警備などの契約において、最低制限価格制度の導入について検討するなど、17項目を挙げているところでございます。

3つ目といたしまして、契約内容に配慮することを挙げて、県の契約において、契約の目的及び内容に応じて、地域における雇用の確保が図られることや、県産品の利用が図られることなど、6項目の事項に配慮することにより、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目指しております。

具体的には、取組番号42番で、県の契約において県産品利用促進の入札方式等の検討をすることなど、38項目を挙げております。

最後に4つ目といたしまして、事業者の社会貢献活動への配慮を挙げ、県の契約の締結について、契約の目的及び内容に応じ、県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃

金が適正な水準にあることなどの労働環境の整備がされていることや、環境に配慮した事業活動を行っていることなどの事項に配慮することにより、社会的責任を果たす事業者の育成に資することを目指しております。

具体的には、取組番号 83 番で、県の契約において入札参加資格の審査項目において、県内事業者の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届け出をし、育児・介護休暇の規定を設けることを強化する項目の追加の検討など、19 項目を掲載しているところでございます。

これらの取組方針の内容や取組方針を踏まえた個々の入札や契約方法など、契約審議会の意見をお聞きした上で、実施してきているところでございます。

5 ページに、これまでに審議会の意見を聞いて実施してきた内容が掲載されております。26 年度では、建設工事の低入札価格調査制度における失格基準の見直しですとか、平成 27 年度では、清掃・警備業務の最低制限価格制度の導入や、適正な労働賃金の支払を評価をする総合評価落札方式の試行、平成 28 年度では、入札参加資格申請における県内事業者に付与する加点項目の見直しなどを実施してきているところでございます。

今後も契約条例や取組方針、契約審議会の貴重な意見を踏まえて契約に関する取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

私のほうから紹介させていただいてよろしいでしょうか。西村直子委員をご紹介させていただきます。

○西村委員

信州大学経済法学部の西村でございます。よろしくお願いいたします。

○碓井会長

どうもありがとうございます。

それでは只今の事務局からのご説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員

条例に関する事なので、いまさら意見というふうに申し上げてもどうかと思うのですが、一応感想というかたちでお話しさせていただきたいと思います。

資料 2 の「条例の概要」のアの「目的」のところですが、「県の契約に関し、基本理念を定める」からずっと右へ行きまして、最終的な目的が「県民の福祉の増進」ということになっていきますけれども、ちょっと「福祉の増進」というのが唐突な感じがします。前にもご指摘したかもしれませんが、一応そんな感じがすると。

それからイの「基本理念」なのですが、ここに 4 つ挙がっています。それから 3 ページにまた、「条例の特徴」のところの (3) のアに、基本理念が 4 つ挙がってございま

す。これが「条例の概要」のイと違う。基本理念①②③④とありますけれども、例えば①「公正で適正な契約による地域経済の健全な発展や」とあります。それで下の2(1)を見ますと、実際は「契約の適正化」が基本理念に挙がっている。

その後の文章を読みますと、「地域経済の健全な発展に資することを目指す」というふうに書いてありますのでこっちが本当の基本理念なのかなと思いますが、このへんがちょっと混乱を与えるのではないかと考えております。

以下、基本理念②③④も全部同じなのです。表題に掲げられている基本理念と、それより大きな目的の(3)のアに書いてある基本理念。すべてこの基本理念よりも大きな本当の目的・目標が文章の中で細かいかたちになっているのがどうなのかなと。そちらのほうを見出しにしたほうがわかりやすいのではないかと、そんな感想を持っております。

○碓井会長

何か事務局からコメントありますか。

○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。資料の整理の仕方が見つらなかったかと思っておりますので、貴重なご意見を参考に今後つくる際に工夫をしたいと思っております。

○碓井会長

私にもわかに読み込めないのですが、渡辺委員のご質問で、条例の第3条にある基本理念というのと取組方針の基本理念というのは、完全に重なり合っているわけではないというふうに理解できると。つまり条例の基本理念を実現するために、取組方針においてどういう理念でやっているかというのがこの3ページに出てきていることではないかと、私の感想なのですが、それは間違っていますか。

○事務局

そのとおりでございます。

○碓井会長

それでいいですか。いずれにしても、渡辺委員のご指摘を承ります。何か事務局でさらにコメントがありましたら。大丈夫ですか。

ほかに何かございますでしょうか。

私から、ごく技術的なことですが、さっきのご説明で91項目とおっしゃいましたね。この中にはダブルカウントしているものもありますね。そうではなかったですか。

○事務局

重複しているものも。

○碓井会長

そういう91ですね。私よく覚えてないけれども、確かいろいろな項目で同じ文言を使っ

ているものがあつた気がします。

○事務局

再掲しているものも。

○碓井会長

そう、再掲というのがあるでしょう。
ほかに何か。よろしゅうございますか。

どうぞ、西村委員。

○西村委員

私もちょっといまさらなのですけれども、文章を読んでも、具体的にどうしたらいいかというのはわからないのですけれども、渡辺委員さんをご指摘になった(3)「条例の特徴」ですが、そもそも論に近いところではすけれども、アとイとありまして、イは事業者の視点ですが、アは「地域社会全体」という言い方をしています。事業者のサービスを購入するというのは県民なのですけれども、県民が適正な負担でそういうものを購入できるようにするという視点がちょっと欠けているのかなという印象がします。

「地域経済全体」というと事業者も含めたものになりますし、一方で事業者を育成するのですけれども、それは確実に事業者でない県民がコストを負担している、税金を介してですけれども。そういう過重な負担を県民にさせないという視点も非常に重要で、かつ必要だと思ひます。

ただ、そのへんを具体的にどういふ文言にすべきかといふのはちょっとわかりませんけれども、何となくその辺りのトーンが薄いかなといふ気がしました。以上です。

○碓井会長

今の西村委員のご感想を踏まえての私からの質問ですが、3ページの「長野県の契約に関する取組方針について」というところで書いてあることは、我々がコミットしてしまつたことだから我々自身の問題なのですが、3ページの(3)の「条例の特徴」といふのは、我々がコミットしたことではないですね。違いますね。

○事務局

違います。

○碓井会長

そうすると、ここの部分の文章の責任主体は誰にあるのか。条例自体に書いてあることでもないでしょう。誰かがこういうふうにつけて書いた。

○事務局

事務局のほうで。

○碓井会長

事務局で。今回これを残すということは、我々がそれをよしとしたことになってしまうのかということ、我々委員として心配したくなる場所なのです。今の西村委員のご発言について、そのへんはいかがでしょうか、ほかの委員の皆さん。そうすると、何か目を皿のようにして一生懸命、「てにをは」まで言いたくなってしまうのかもしれないけれども。今日のご説明のために用意したものだろうと思うのですけれども。

こういう審議会をどういうふうに理解したらいいかわかりませんが、事務局の理解を特に意見をつけないで「はい」と言ってしまうと、それを了解してしまったということになるのか、よくわかりません。

これはひょっとすると、大事な理解の仕方ですから、いろいろな意見が出たと議事録に残しておいていただけませんか。条例の特徴の捉え方についてはいろいろ意見があったというぐらいはどうですか。個別具体的なことを書くものなのですが、西村委員どうですか。

○西村委員

そうですね。個別具体的というよりは、条例の特徴は審議会の前提になるものですので、どのぐらいのバランスでどのぐらいの視野なのかは、条例の定義に関わるようなことだと思いますから、もしこれが適正な特徴のサマリーでないとしたら、決定版をどこかで出していただくと、審議会としても共通意識の下で審議ができるという意味で大事なかなと思います。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

今日は条例の内容の説明と申しますか、制度の内容の説明ということでこの資料を用意していて、今話題になっている3ページの(3)のところは事務局で作成したということになります。

西村委員がおっしゃっているところは、自治法の中で最少の経費で最大の効果を常に狙うというのが大前提としてあるので、私どもは地方公務員でありますから、それが頭の中にあるので、それ以外の特徴ということでそれ以外のところが強めに書かれているのかなという感じはあるのかなと思っております。

○碓井会長

私たちが条例をどう理解してこれから動いていくかということに関わりますので、一応宿題といたしましょう。恐らく事務局のほうでも、今後この条例というのを県民の方々に理解していただくために呼び掛ける機会というのは繰り返しあると思いますから、そういうときに自信を持って言えるようなものであってほしい。それに基づいて、私たちも審議会として動いているのだということを進めるほうがいいのかと思います。よろしく願います。

ほかに何か。

大窪委員お願いします。

○大窪委員

今審議されている内容については、この条例と条例及び取組方針についての概要について確認をするということによろしいですか。

○碓井会長

そのとおりです。

○大窪委員

一番最後5ページのところの(2)「これまでに実施した主な取組内容」ということで具体的な進捗状況を報告していただいたと思うのですが、それでよろしいですか。

○碓井会長

はい、それでよろしいかと。

○大窪委員

それでしたら、初めに取組内容が一応89あって、現在のところは2つ増えて91になりましたという説明があったのですが、その91の取組内容の中で、5ページに書かれているこの3年間で取り組んできた内容が、件数としては何パーセント達成できて、着手できていて、それぞれの取組内容に、目標というのがありますね。取組内容の目標に対してどれぐらい進んだか、完了したものはどれなのか、まだ試行の段階のものもあると思います。ここにも「項目、内容」と書かれているのですが、やはり何パーセント実施したとか数値とか目標があって、何パーセントまで達成しているかというような、できれば数値データみたいなものを出していただかないと、なかなか報告を受けても、これが努力したのかどうかというのがわかりません。そのあたりご説明をいただけますでしょうか。

○碓井会長

たぶん私たち、頻繁にと言っているかわかりませんが、矢印で示された資料を前任期の委員会としては出していただいているのですが、今期メンバーが替わっていますから、それは適切な時期に出していただければ、今の大窪委員の答えになるのではないかと。比率で出ていたかどうかは記憶ありませんけれども。

どうぞ、事務局お願いします。

○事務局

前回の審議会が一番最後のところで、3年間のこの審議会の成果ということで、取組の箇所数を報告させていただきました。その数字を再度読ませていただきますと、この取組方針が策定された当初、平成26年10月時点ですが、その時点では、取組項目89のうち、

実施しているものが 47 でございました。それが 3 年間委員の皆さんにご審議いただいた結果、取組項目が先ほど言いましたとおり 2 つ増えて 91、そのうち既に実施したものが 71 まで増えてきたというところで進捗の報告をさせていただいたところでございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

○大窪委員

わかりました。今回はその説明を受けなかったもので、前回のことを失念しておりました。申し訳ありませんでした。初めて出席の委員もいらっしゃいますので、そこからおさらいしていただければと思います。また、この取組内容を矢印なり数値なりで示していただければと思います。

○碓井会長

西村委員、手が挙がっていました。

○西村委員

これももしかしたら以前ご説明を受けたかもしれないのですけれども、同じく 5 ページの「これまで実施した主な取組内容」の中に「試行する」というのが複数あるのですけれども、試行期間というのは定めてありましたでしょうか。いつ見直しをするとか、そういうのはありましたか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

試行期間につきましては、個別にいつまでというふうに具体的に決めているものはあまりないかと思います。試行結果に応じて引き続きやるもの、あるいは改正してさらに拡大するもの等いろいろあるということで、試行の進捗に伴って、また進捗報告、あるいは中間報告等させていただく中でそのへんは決めていこうと考えております。

○碓井会長

ですから、試行の結果についてはご報告いただくというのが、明示的かわかりませんが、大体皆さんの了解していたことだと思うので、年数とかそれは必ずしもなかったかということではないかと。

何かご意見。

○西村委員

結果のご報告を受けるのは毎年とかそういうことでしょうか。

○碓井会長

試行した結果についてのご報告ですね。

○西村委員

3年に一度とか。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

その試行のある程度データの的なものをお示しできるようになった段階で、その都度審議会にご報告するというように考えています。

○西村委員

それはそうなのですが、データの量によって分析の結果は違うし、当然ながらデータが多ければ多いほど分析はできるようになりますけれども、その出た分析の結果がいいとか悪いとかとすぐわかればいいのですけれども、なかなかそういうのも難しいようなこともあると思いますので、できれば徐々に変化がわかるような感じを出していただくと、そういう判断がしやすいかなと思います。

○事務局

承知しました。

○碓井会長

ほかに何かご発言ありますでしょうか。

それでは、1つの報告が終わりましたので、次の事項に入る前に、ここで10分ほど休憩とさせていただきます。

なお、轟特別委員さんにおかれましては、ここで退室されます。お忙しい中をどうもありがとうございました。

○轟特別委員

ありがとうございました。

(10分休憩)

(2) 前回審議会の主な意見について

○碓井会長

おそろいでしょうか。それでは再開させていただきたいと思います。

6、(2)「前回審議会の主な意見について」を取り上げたいと思います。事務局からご

説明をお願いします。

○事務局

6ページの資料3をご覧ください。

前回平成29年度第1回契約審議会の主な意見を整理したものでございます。内容に関しましては6ページに記載のとおりでございますが、対応案等の網掛け部分につきましては、前回審議会で事務局から説明・回答したものに補足等を加えた項目でございます。

このうち前回ご意見・ご質問いただきました建設工事従事者の安全及び健康の促進に関する法律の関係につきましては、資料7で後ほどご報告いたします。

また、前回ご意見いただきました取組方針の変更(案)につきましては、担当者からご説明いたします。

○事務局

それでは、前回の審議会の主な意見の大きな2つ目として、取組方針の変更(案)についていただきましたご意見に対しまして、対応案をご説明させていただきます。

前回の審議会のご意見としまして、取組番号49番につきまして、製造の請負、物件の買入れ及びその他の契約で一般競争入札等を行う場合の地域要件の設定にあたりまして、自治法の施行令、法令の規定を踏まえて市場の競争性の確保に十分配慮した記載とすべきではないかというご意見と、また地域要件を付する場合の内部的な運用基準を持つ必要があるのではないかというご意見をいただいたところでございます。

取組番号49番につきましては、先ほど説明をさせていただきました「長野県の契約に関する条例及び取組方針」の4ページのところをご覧くださいと思います。取組番号49番は、基本理念の3番「契約内容への配慮」及び、基本事項3-3「県内の中小企業の受注機会の確保が図られること」の取組として位置付けられているものでございます。

この資料の4ページのところにございます基本理念3の「契約内容への配慮」ということの下に、「県の契約について、契約の目的及び内容に応じ、次の事項に配慮することにより、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目指す」という説明がございます。このように、法令の趣旨を事前に踏まえてございますので、取組番号49番につきましては、個別の地域要件の設定方法を具体的に明記するのではなく、取組番号45番の建設工事等の記載と整合を図って、今後の状況の変化にも柔軟に対応できるより包括的な表現として、資料に記載されております「製造の請負、物件の買入れ及び『その他の契約』において、契約の内容に応じて事業所の所在地を入札参加要件とする」ということにさせていただきました。

また、地域要件を含めた入札参加資格要件の設定に当たっては、当該契約の種類、目的、または予定価格により必要なものについて定めるものとし、特に地域要件の設定に当たっては、適用できる範囲、内容に基準を設け、過度に公平、競争性が阻害されることのないよう運用してまいりたいと考えているところでございます。説明は以上です。

○碓井会長

どうもありがとうございました。只今のご説明につきまして、ご質問等がありましたら

お願いいたします。

今の最後のところですが、手元のファイルの28ページの49のところにある表現になったと、そういうふう理解してよろしいですね。

○事務局

はい。

○碓井会長

ほかに何か。特にご発言は。それでは、これはこのとおりにご報告を受けます。

(3) 報告事項

ア 受注希望型競争入札の実施状況について

○碓井会長

次、(3) 報告事項ア、「受注希望型競争入札の実施状況について」に行きたいと思えます。事務局からご報告をお願いします。

○事務局

資料の7ページ、資料4をご覧ください。まず、資料の説明に入ります前に、受注希望型競争入札につきまして簡単に説明させていただきます。

受注希望型競争入札とは、地域要件や技術者などの要件を付す制限付きの一般競争入札という位置付けになります。特徴の1つとしまして、開札後に落札候補者になった者のみ資格等の要件の審査を行いまして、適当であれば契約を行うという特徴がございます。

資料のほうの説明をさせていただきます。まず、1の建設工事、(1)平成28、29年度の入札状況になります。太枠の部分、平成28年度につきましては、1,759件の契約、これに対する応札に参加した平均参加者数は10.6者、平均落札率は92.6%となっております。平成29年度につきましては、6月までで164件の契約、平均参加者数は11.2者、平均落札率は92.5%となっております。

(2)は近年の入札状況を示したグラフになります。落札額の総額と入札参加者数、落札率の推移について、平成20年度以降の推移を表したグラフになります。棒グラフが落札額で、百万円単位となっております。実線の折れ線が平均の落札率、破線の折れ線が平均の参加者数の推移を表したものになります。

続きまして(3)地域別(10ブロック)の動向を示した表になります。この10ブロックでございますが、表の上に佐久、上小、諏訪等ありますが、県の10の地域振興局を10ブロックの単位としております。下段の地元受注率でございますが、表の一番下に長野県の計を示しております。件数で88.4%、金額で72.9%が地元の受注者になっております。これは4月から6月までの164件の動向を集計したものでございます。

続きまして資料の8ページをお願いいたします。委託業務に係る平成28、29年度の入札の状況になります。平成28年度1,371件の契約、平均参加者19.1者、平均落札率89.7%、29年度につきましては、6月までに255件の契約、平均参加者18.9者、平均落札率89.6%

となっております。

(2) につきまして、委託の落札額総額と入札参加者数、落札率の推移を表しております。実線の折れ線が示す落札率の推移ですが、平成 27 年度 84.8%から、平成 28 年度 89.7%と 4.9%上昇しています。これは昨年 4 月に失格基準価格を 5%引き上げたことによります。

続きまして下段の表、総合評価落札方式の状況でございます。総合評価落札方式でございますが、入札価格と価格以外の評価によりまして総合的に優れた者を落札者とする入札方式でございます。今年度 6 月までの総合評価落札方式の状況でございます。工事につきましては一番右側、29 年度 6 月までに 37 件、委託業務につきましては 52 件、合わせて 89 件総合評価を実施しております。

左側の区分というところに「技術等提案型」「簡易型」とございます。「簡易型」というものにつきましては、工事成績、実績、技術者資格等の評価を価格以外の点数として設定するものになります。さらに企業からの技術提案、例えばコスト縮減ですとか、施工方法といった技術提案を技術提案点として上乘せしたものが「技術等提案型」というものになります。6 月末現在まででは、技術等提案型による総合評価落札方式による実施はまだありません。

続きまして、資料の 9 ページをお願いします。こちらは、長野県と全国の落札率の推移をまとめた資料になります。平成 28 年度の全国の落札率の数値につきましては、今年の 7 月に長野県が全国調査を行った結果になります。上段が建設工事になりますが、平成 28 年度を太枠で示しております。長野県、全国平均ともに 92.6%となっております。中段下の表は委託になります。長野県、平成 28 年度が 89.7%に対しまして、全国平均は 87.6%、長野県が 2.1%上回っている状況になります。説明につきましては以上でございます。

○確井会長

どうもありがとうございました。只今のご報告につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員

受注希望型競争入札の実施状況のところ、特に工事の関係で「応札なし」「不調」というのが多いですね。予定価格がおかしかったのかどうかということはあるかもしれませんが、そのへんどう見てらっしゃるでしょうか。

○事務局

「応札なし」でございますが、こちらは公告した案件につきまして応札してきた業者が 1 者もなかったという案件でございます。比較的年度の当初がゼロ件ということで、後半のほうで増えてきているという傾向がございます。応札者の業者さんの手持ち業務量の関係も影響しているのかと思われまます。

「不調」につきましては、予定価格に対しまして応札者全員がその価格を上回ってしまっているという状況でございます。こちらにつきましては、さまざまな要因があると思ひ

ますが、再度予定価格が妥当であったかどうかをチェックしまして、再公告するなど対応を取っております。

○碓井会長
どうぞ。

○吉野委員
これは27年度もこんな状況だったのですか。

○事務局
はい。27年度の状況でございますが、27年度1年間トータルしまして、応札なしであった案件は43件、不調であった案件は77件ということでございます。ですから、27年度に比べますと28年度は減ってきているという状況でございます。

○吉野委員
27年度がピークだったのですか。

○事務局
ちょっと手元に27年度以前のものがないのですが、27年度がピークであったと思われます。

○碓井会長
ほかに。藏谷委員。

○藏谷委員
ピークはずっと前でしょう。27年度というわけじゃないでしょう。もっと不調がいっぱいあったでしょう。ずっと前のあの色々な時代にあったと思います。
それから今の吉野委員の質問に関連して、資料の数字は環境部、農政部、林務部、建設部、企業局、それぞれの部でのトータルの数字なのですが、工事物件の割に不調とか応札なしが多いという、何か工事の特徴はございますか。どこの部のどんな部署が多いかなと思って。私の勘では林務系が多いかなという気がしますが、建設部の土木関係はそんなに多くないかなという気もしないでもないですが、いかがですか。仕事の内容によって応札があるとかないとか。

○碓井会長
事務局。

○事務局
ご指摘のとおり、やはり現場条件の厳しい工事、あるいは特殊な工事で応札なし、あるいは不調ということが起こりやすい。特に応札なしのほうが起こりやすいというふうに考

えております。

それと、やっぱり発注量との関係がございまして、28年度の例でいいますと、上半期の執行率を高めようということで、9月に300件という非常に大きなピークを持ってきた関係で、この月及びその後にやはり応札なしということで、受け手であるその業者さんのほうで仕事を選んでいる状況も恐らくあったのではないかと。そういう季節変動もあるのではないかというふうに考えております。

○碓井会長

ほかに。西村委員、どうぞ。

○西村委員

同じく7ページなのですけれども、地域要件等を勘案し始めたのは何年ぐらいからでしょうか。

○碓井会長

どうぞ、事務局。

○事務局

入札する企業の所在地を限定するというのを地域要件という言い方をさせていただいておりますが、長野県で平成14年度の末に指名競争から一般競争にほぼ全面的に移行しまして、基本的にはその時点から地域要件を付しております。

ただ、一般競争に移行した直後については地域要件はかなり広めになっておりまして、それを徐々に絞ってきたという経過がございまして。

○西村委員

特にかなり絞られてきたのはいつごろでしょうか。

○事務局

ちょっと手元に資料がございませぬので、わかる範囲で調べさせていただいた上で、次回以降にご報告させていただければありがたいかと思っております。

○西村委員

懸念というのは、大体応札者の人数、平均参加人数がほぼ一定ですので大体いつも同じ顔が出るのかなという懸念があります。もし同じような顔がいつも出るとしたら、地域要件がきく1つの結果だろうかなというふうには理屈では思えます。いつも同じ顔が参加していると、入札の性質として落札率が高まっていくだろうなという傾向はあるのかなと思っております。

私の念頭には、先ほどからの取組なども関係するのですけれども、そういう総合評価なり地域要件なりを入れていったことが、本当に県民のためになっているのかどうかという評価をいつどういうかたちで行うのかと。その評価を行うためには、常にその地域要件で

絞った入札だけをやっていてはわからないわけで、他の地域から応札ができるような場面もないと比較もできない。そのへんをどのように今後検討されるのか、あるいは検討しないのかというあたりはどうでしょうか。

○碓井会長

事務局、お願いします。

○事務局

地域要件に限らず工事の規模によって、例えば工事实績を問うとか資格総合点数に一定の幅を指定させていただくとか、複数の要素で入札というのは参加要件を規定させていただいております。ですので、地域要件だけでその入札が県民にとっていいかたちになっているかどうかという評価はなかなか難しいかなど。

その結果として、例えば今この7ページの一番下段に地域別の平均参加者数、1つの入札に平均して何者参加している、その下に結果として平均落札率がどうなっているかというのを掲示させていただいておりますが、委員ご指摘のとおり、確かに参加者数が少なければ落札率は上がりやすい。それは競争性が小さければより利潤が生みやすいところで落札しようとする意思が働くと、それは公正の原理だとは思っております。

ただ、この落札率が安ければ県民にとってそれがプラスなのかどうかというのは、一概には判断できないところもございまして、その工事が適正に履行されるのか、あるいはその工事に携わる方が適正な労賃等の支払いを受けているのか、恐らくその評価する面もさまざまな視点があるかと思ひまして、それを一概にこの地域要件と結果を踏まえて、因果付けて評価するというのは極めて難しいというふうには私思います。

○碓井会長

西村委員、何かあればどうぞ。

○西村委員

もちろんそういういろんな要素が絡んでいることはそうなのですが、だからといってわからないということではなくて、例えば、その地域への貢献とか実績とかおっしゃったものを一定にしておいて、地域要件だけ外してやってみれば差は当然出るわけで、それでどのぐらいの差が出るのかと。それはその落札率だけに表現されるものではなくて、当然その実績や施工の質の高さ等にも表れる可能性も当然あります。

ですので、1つだけの、例えば地域要件だけを外して入札をやってみれば、必ずその地域要件がきいているのかどうかというのは判定できる。理論上判定できるはずで、実際にその県民のためになっているかどうかというのは、その後どこが違うのかというのを整理してみないとわからないということにはなりますけど、複数の要件が絡んでいるから判定が不可能であるという結論は、私は間違っていると思います。

○碓井会長

事務局、何かありますか。

○事務局

入札は私ども求める工事の工作物がございまして、それをきちんとした品質で適正な契約で行っていただくというのが目的でございまして、例えば地域要件を外せばどうなるかとかいったのも、実験的に行うということはしがたい部分だと思っております。

地域要件については、私ども一番気にしておりますのは、地域を絞った場合に適正な競争が確保できるか。端的に申し上げますと、その要件で入札に参加できる企業数が十分あるかという観点で見させていただいておりまして、競争性が確保できるという客観的なデータがあれば、あえてそれを地域要件をさらに広げるとかそういうことはしていないというのが私どもの仕事のやり方でございます。

○碓井会長

今お話伺っていて思ったのですが、西村委員のご指摘、理論的にもっともだと思っておりますが、たぶん工事というのは他の点において同一の工事というのが果たしてあり得るか、つまりA工事とB工事で片方は地域要件を付し、片方は付さないということをして、それを同じ時点で実施したとして比較できるかという問題がたぶんあるのだろうという気がします。

西村委員、何かうまい案はありますか。同一条件で他の条件は全く同じでというのがあれば比較ができるのかもしれませんが。

○西村委員

個別の工事ごとで比較するというのは不可能です。ですので、何件もやってみて平均を取るかたちしか不可能であろうとは思いますが。ただ、地域要件を外した場合に、地域要件を満たした企業も応札に含まれるわけですので、それを実験と称するかわかりませんが、県民にとって選択肢が少なくなるのは絞ったほうであるということは明らかですから、県民の利害に反するののかというのは一概には当然言えないかなと思います。

○碓井会長

今の点にちょっと関係して、私から質問させていただきますが、7ページの一番下の「地元」という意味は、このブロック別の意味の地元なのでしょうか。

○事務局

ブロック別を地元と呼んでおります。

○碓井会長

今盛んに議論になった地域要件うんぬんというのは、ほぼ全部そういう意味の地元の地域要件が付いているのですか。それとも付いていないものもいくつも出しているのですか。

○事務局

工事の規模ですとか種類によって。

○碓井会長

それはまちまちですね。

○事務局

まちまちでございます。

○碓井会長

この表の読み方というのは、そうすると難しいですね。例えば木曾のほうは地元受注率100となっているのですが、この100というのがどういう意味を持つのかということは、木曾に全部完全な地元要件を付けているのかそうでないのか、いろんなデータを組み合わせて読まないとい何とも言えないですね。

○事務局

すべて木曾地域の業者さんを要件とするということではなくて、4ブロックですとか、全県というようなものも含まれております。

○碓井会長

これはそうすると、皆さん仕事をしている中で無理難題を言って申し訳ありませんが、こういうのを分析するのに、もう少しいろいろやってみないと何とも言えないなという気がします、この表だけから読み取ることは。さっきの西村委員のご指摘のようなこともありますので。

○藏谷委員

会長、1ついいですか、今の点で。

○碓井会長

どうぞ、藏谷委員。

○藏谷委員

先ほども申し上げましたけれども、ここに到達する前に地域要件なしで、全県どなたでもいいですよという時代がありました、十数年前。そのときは一番北の人が一番南へ行ったりして仕事をしていました。ただ、土木工事に限って言うと自然が相手ですから、気候も水も土も、やはり地元に近い人のほうが色々な意味で詳しいのですね、下請けさんも含めて。

それに対する工事の問題とか人の問題とか、あるいは地域住民に対する対応の問題とかマイナス面のほうが多くて、少しずつ地域要件を広くしたり、あるいはブロックにしたり、あるいは建設事務所単位にしたりということ、10年かかって今のような体制になっているので、西村委員のおっしゃることもわかるけど、その時代はもう1つの区切りとして経過してきたのかなという、実務者としてはそんな気がします。

○碓井会長

たぶん4つの川の流の特色はあるでしょうから、そういうことにはなる。
他に何か。どうぞ。

○野本委員

3つほど質問があるのですが、まず最初の受注希望型競争入札ですが、事後審査ということで落札したところが事後の審査で失格になったような、そういう事例はありますかということがまず1つ。続けていいですか。

○碓井会長

じゃあ、その点だけどうぞ。

○事務局

受注希望型競争入札の特徴としまして、落札候補者が要件を満たしているかというのを落札候補者のみ審査するのですが、28年度に委託で2件、工事で2件、落札候補者の審査の段階で不適格とした案件が合計4件ございます。

○野本委員

4件ということは、周知徹底という面からではどういうふうにお考えですか。割と周知が行き届いているというふうにお考えですか。

○碓井会長

今のご質問の趣旨は、たぶん事後審査で落ちることのないようなことが事前にわかっていたらそれを出なくなるだろうと。その4件をどう評価するかと、こういうことですね。

○野本委員

そういうことです。

○事務局

1,000を超える案件の中での4件ということを考えれば、その制度を知らないで不適格になってしまったとは考えづらいかとは思いますが。

○野本委員

2番目で7ページの(3)の地域別の動向についてですが、競争性がどれだけあったのか1つの参考になるかなと思うのですが、その地域ごとのパーセンテージ、件数での受注率、金額での受注率は出ていますが、実際工事が何件あったということも記載していただけると、どのぐらいの競争性があったのかという判断ができるかなと思いますけれども。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

大変申し訳ありません。今回これは平成 29 年度分ということで 164 件の内訳になってしまっておりまして、本来ですと 1 年分、28 年度の数字をお出しすればよかったなど今反省しております。

改めまして、次回の審議会の際に 28 年度 1 年分、今ご指摘がありました発注件数等もここに追記いたしまして、1 年間の傾向としてお示しさせていただければと思います。

○碓井会長

その際には、さっきの参加者の分布というか、つまりここでいうブロック単位の地元の意味、あるいは他の 9 ブロックを含めたものとか、そういう対応との数字も出していただけると非常に分析もしやすくなる。いや、我々分析の任務は負わないのですが。

○事務局

そのように対応させていただきます。

○野本委員

もう 1 つですが、8 ページの下の総合評価落札方式ですが、これは定期的にご報告いただいていますけれども、落札額、価格が逆転した件数も一緒に示していただけるとその効果がわかりやすいかと思しますので、今後総合評価落札方式のときには、ぜひデータを提供いただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

○事務局

次回からは、逆転の状況がどういう状況だったかもわかるような資料にさせていただきますと思います。

○野本委員

よろしく申し上げます。

○碓井会長

ほかに何かありますか。

奥原委員。

○奥原委員

8 ページの業務委託についてですけれども、7 ページの工事については地域別のその動向が示されているのですけれども、業務委託については特に地域別というものが示されていません。

例えば、地域要件がないところで他県の業者さんが、工事の場合お見積りとか設計とか

されて、県内業者さんが落札して工事をした場合、さっきの藏谷さんのお話ではありませんけれども、地元のことをよく知らない業者さんが設計委託をとり、地元の業者さんが工事をしたとき不一致が起きるといったことがあるといけないかと思ったので、もしその点があればお示ししていただければと思います。

○碓井会長

事務局、何かご発言は。これはご要望だと。
どうぞ。

○事務局

委託業務の場合は、実際には地域要件が広く発注する例が多く、例えば設計業務ですともう全県1本でやっている関係で、実は10ブロック別に集計しても差が出ないというのがあります。最近はそのような整理をしていないような状況です。

ただし、前回ちょっとご説明させていただきましたが、委託においては簡易な総合評価をスタートさせておまして、その中で地域に加点する項目を設けております。そちらがどういった結果に結び付くのかというのは、私どもちょっと注目しているところでございますので、受注規模としてやるか総合評価としてやるか少し検討させていただいて、委託業務でのその地域受注動向みたいなものも、整理させていただければと思っております。

○碓井会長

ほかに何か。

では、私から、推測に基づいてお願いがあるのですが、前任期の委員会のときもそう思っておりましたけれども、私どものこの審議会はすべての県の契約を対象にした審議会です。それから私どもを支えてくださるメインは契約・検査課ということで課長さんもいらっしゃるわけです。

しかし、考えてみると契約自体は、まずここに書いてあるように部に分かれる、組織的にいえば。かつ今度名前が変わって地域振興局になり、そうすると要するに契約を実際にやっているところが多数あるわけです。それらをいかにして全体を目配りしてやっていくかというのは、たぶん最大の課題のような気がするのです。

前期のときも私ご指摘しましたけれども、出てきた資料についても整合性のないときもあったように思うのです。だから、これは1つの課題じゃないけれども、全体をきちんと目配りしていろいろなことがうまくいっているかという、それを気を付けてやっていただければ。資料を出すときもそうですが、それができていないと言っているのではないです。全体を目配りする必要性というのは特にお願いしたいと思います。

それでは、この件はこの程度にさせていただきます。どうもありがとうございます。

イ 製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札等の実施状況について

○碓井会長

続きまして(3)報告事項のイ、「製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の入札等の

実施状況について」、事務局からご報告申し上げます。

○事務局

資料5の10ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、建設工事と建設工事に係る委託以外の部分ということでまとめさせていただきます。それを製造の請負、物品の買入れ、その他の契約と3つに分けて、契約管理システムでデータを抽出して、現状としての平成28年度、右側のほうになりますけれども、それから推移がわかるように参考数値的に27年度を左側のほうにお示しさせていただきます。ですので、こちらの契約管理システムに入っていない一般会計でないところの企業局や、28年度の途中から導入された警察本部及び県外現地機関分についてはこの表に含まれておりませんのでご承知いただきたいと思います。

それから、事前に委員の皆様にお配りした資料から若干の訂正がございました。申し訳ありませんでした。お手元にお配りしてあるのが訂正済みのもので、訂正のところは黄色のマーカーを塗ってありますけれども、27年度の物件の買入れと合計のところの平均落札率について誤りがありましたので訂正させていただいております。大変失礼いたしました。

それでは、まず表の一番上の製造の請負について説明させていただきたいと思います。製造の請負は、主に印刷といったものになりますけれども、こちらについて28年度の件数が578件、前年度比で107%、金額で2億2,353万4千円、前年度比115.2%ということで、件数・金額ともに約1割程度増えてございます。これはいろいろな要因があるかと思えますけれども、1つとしては、3年に一度の参議院選挙関連のまとまった印刷があったというのも一因であろうかと考えております。

それから、その右側の金額の構成比でございますが、こちらは製造の請負、物件の買入れ、その他契約の合計に対するそれぞれ契約金額の占める割合としてということで2.7%でございます。続いて平均落札率ですが、73.7%、平均応札者数は2.7者ということでございます。

それでこの内訳なんですけれども、契約方法と受注者という観点でそれぞれ内訳をお示しさせていただきます。まず、契約方法については一般競争入札、それから公募型見積合わせということで、ご覧のとおりのかたちでお示しさせていただきますが、特徴的なところを若干ご説明しますと、その契約方法の公募型見積合わせの金額の構成比のところですが、公募型見積合わせのところ为上から3行目の右から3つ目ですが、61.7%ということで若干高くなっておりますけれども、こちらは、一般競争入札と公募型見積合わせの分かれ目となる基本的な金額が財務規則で250万と比較的高い金額となっているというところで、その250万以上の印刷の受注があまりないというところで、そのような状況になっているところかと思えます。

それから受注者の内訳的なところなんですけれども、こちらは金額構成比で県内本店が84.3%で、県外本店が15.7%というところで、県内本店のほうが多いのですが、こちらは地元の事業者の受注機会が保たれている状況というところかと思えます。

続きまして物件の買入れのほうでございます。こちらはコピー用紙だとか備品とか、物を買ったものというところでございますが、28年度におきましては、件数としましては2,318件、前年度比97.9%、金額で31億2,311万9千円、前年度比93.4%ということで、

金額的に約2億ほど減少しておりますが、こちらの要因といたしましては、平成28年度4月に南信工科短期大学が開校されたということで、その開校に合わせるために27年度に機械設備・備品等購入がされているというところで、それに対して28年度、29年度当初にそのような県施設の新設や再編もなかったというようなところで、若干落ち込んでいるのではないかと見ているところでございます。

物件の買入れの全体の金額的な構成比としては37.7%で、平均落札率は82.1%、平均応札者数は2.5者というところであります。内訳のほうは、同じく契約方法、受注者という2つの観点で分けておりますが、こちら金額については先ほどのところでお話ししたところ以外は、傾向としては、ご覧いただいているとおり昨年とほぼ同様の状況となっているところかと思っております。

その他の契約のほうに移りまして、こちらのほうは業務委託、施設の管理の委託、役務の提供、それから物件の借入れ、リース契約と、そういったものが主立ったものであります。そちらのほうの28年度の件数が542件の前年度比120.2%、金額で49億3896万6千円ということで、前年度比68.0%ということで、金額のほうが約20億ほど落ちておるんですけども、こちらは27年度におきましては、流域下水道施設のほうの管理業務、3年の長期継続なんですけれども、こちらが1本の契約でも億単位のものが3件あったというようなところでありまして、複数年契約の場合については、下の注釈にもありますように初年度に総合計を計上というようなところで、次年度が若干落ち込んでいるというところかと思っております。その他契約の構成比でございますが、59.6%、平均落札率が86.3%、平均応札が2.2者というところでございます。

その内訳なんですけれども、こちらも契約方法、それから受注者としておりますけれども、契約方法については、恐れ入りますがその他契約については、現時点では公募型見積合わせの制度がまだ導入されていませんので、一般競争入札のみというかたちでこれと同額が記されております。

それから受注者につきましては、県内本店、それから県外本店はご覧のとおりでございますが、件数的にはほぼ似たような数字ですが、金額的には県外本店のほうが多く、71.7%ということで多くなっております。こちら件数のほうに対して金額というところで、1件当たりの契約金額が大きいものというところで、具体的にはダムの関係の機械設備や、大規模なシステム開発とかそういったもの、それからリースについても規模の大きいものというものがございまして、そちらについては一定規模の企業、または技術力のある県外本店の業者が落札しているというところからきているかと思っております。

平均落札率、それから平均応札者についてはご覧のとおりで、ほぼ前年並みというところでございます。

最後の網掛けしてあるところに、以上3つの項目を合計したものであるということで、件数にして3,438件、金額で82億8,562万9千円というようなことで合計になっておりまして、契約方法、受注者、それぞれの内訳もご覧の状況でお示ししてございます。製造の請負、物件の買入れ、その他契約の入札等の入札の実施状況の説明につきましては、以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。只今のご説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

西村委員、お願いします。

○西村委員

基本的な知識がなくて申し訳ないのですがけれども、今ご説明があった10ページの入札と、例えば7ページ等にある工事等の入札の仕組みの違いを教えてくださいたいのです。例えば予定価格の提示方法とか、あるいは予定価格の推定のしやすさとか、あるいは失格基準の有無、請負のほうはないと思いますけれども、そういう違いはどんな感じでしょうか。

○事務局

予定価格につきましては、工事については積算等の歩掛等があるというところでありまして、10ページの資料につきましては、物件の買入れ等、製造の請負等についてはその市場価格等を参考にして予定価格をつくったりと、その他契約はいろいろありますので、先ほどお話ししたとおりのいろいろな業務が入っているところがありますので、市場価格を参考にしているものもあれば、製造の請負や警備というようなところでは、こちらのほうで基準を示してつくってというようなところもあるところがあります。

失格基準でございますけれども、その他契約については警備と清掃について導入されているところでありまして、他についてはおっしゃるとおり、今のところその他契約については行っておらず、印刷につきましては一部試行ということでやっているところでございます。以上でよろしいでしょうか。

○碓井会長

西村委員。

○西村委員

質問の趣旨は、もちろん対象の作業が全然違うということもあるのでしょうけれども、落札率が大きく10ページのほうが低いので、その理由はどのへんにあるのかということを知りたいという趣旨です。当初7ページのご説明では、予定価格の予想がしやすいことと失格基準価格が5%上がったのが、92.6%への張り付きの理由じゃないかというご説明があったので、例えばそうすると、清掃等では失格基準があるというご説明だったので、清掃等の落札率はこの八十何、何パーセントよりも高いのかなとか、そういう疑問がちょっと湧いてきたものですから。

○碓井会長

どうぞ、事務局。

○事務局

まず、最初のご質問に対するお答えから、ちょっと繰り返しになりますが始めさせてい

ただきます。建設工事と根本的に違いまして、一般競争入札と書いてあるのはいわゆる一般競争入札で、建設工事は受注希望と呼んでいる参加資格の事後審査型の一般競争入札ですが、これは、事前審査型の普通の一般競争入札で基本的にはやっています。

公募型見積合わせというのも随意契約の範疇でやっているのですが、やっている内容は一般競争入札とほぼ同じです。一定要件を付した中で希望する方が見積に参加してくるということで、ほぼ同じイメージだと思っていただいて結構です。これら建設工事以外の契約につきましては、基本的に失格基準価格とかそういったものは付さないでこれまでずっとやってきました。予定価格の算定につきましても、基本は見積ベースのものがほとんどでございます。

そういった中の契約において、特に低入札の業務が見受けられた印刷ですとか清掃、警備、これらについて今回その取組方針の中でもお示ししてあるとおり、最低制限価格の設定をしたり、予定価格の算定についても基準を設けてやるように印刷のほうで取り組むことを始めたり、そういったことを徐々にやってきているというのが現状でございます。

ちなみに清掃と警備の状況につきましては、次の資料6で詳しく説明させていただきますので、説明は省かせていただきます。以上です。

○西村委員

応札者が2者とか3者とかものすごく少ないのに落札率が低いので、ちょっと興味が。どうしてこうなるのかなという。

○碓井会長

今伺っていると、予定価格は見積で決めるということでしょうか。見積というのは、応札者以外の見積を取っているということですか。見積、予定価格を決めるのには。

○事務局

ケース・バイ・ケースだと思いますが、応札していただいている方の見積がほとんどです。

○碓井会長

使われる場合もある。そうすると、それで見積を出しておきながら、実際に入札するときは低く入札しているのですか。

○事務局

先ほどの建設工事のほうでは、その参加者数が多ければ、より競争が働いてということも一方ではあるのは事実なのですが、これらの業務につきましては、予定価格自体が建設工事のように詳しく積算すればきちっとこのラインに合うというふうに決められるような調達は少ないものですから、その中で参加者数が少なくても、ぜひ取りたいというような意向が働くと非常に低い落札が見受けられる、特に印刷につきましては以前もご報告したとおり、かなり低いものが見られるというような状況があります。

○碓井会長

業者さんがどういう行動を取るのかというのは、考えても難しいところがありそうですね。

ほかに何かありますでしょうか。これ、なかなか表の読み方が難しく、特に金額欄の読み方がよくわからなかったのだけど、例えば、製造の請負に印刷が入っていますね。その契約方法について、一般競争入札、公募型見積合わせで全体 100%だけど、そのうちの 38.3%が一般競争入札の金額、こういうふうに読めばいいのですね。

ほかに何かありますでしょうか。よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。では、これはこの程度にいたします。

ウ 清掃業務、警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況について

○碓井会長

次の報告事項ウの「清掃業務、警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況について」、やはり事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局

資料の 6、11 ページでございます。庁舎の清掃・警備業務における最低制限価格導入拡大の取組について、今年度の入札から実施しておりますのでその状況報告をさせていただきたいと思っております。

清掃・警備業務につきましては、業務委託の中でも人件費に占める割合が高く、契約内容が労働環境に与える影響が大きいと考えられますので、取組方針の中でも入札に当たりダンピング受注を防止して、適正な利潤を確保して、中長期的な担い手の育成を図るために、予定価格を算定する場合には、国土交通省の統一した歩掛を使ったり、労務単価を適用するなど、統一した積算基準により予定価格を算出することとして、今年度入札を行っております。

また、これまで県庁や合庁などの比較的大きな庁舎の清掃業務では、最低制限価格制度や低入札価格調査制度などを先行して実施してきましたけれども、今年度から予定価格 100 万円以上の庁舎等の清掃・警備業務に一般競争入札で実施する場合、統一した積算基準を適用して、その上で最低制限価格制度などのダンピング対策を行って入札を実施しております。また、県庁や合庁の清掃におきましては、今年度から複数年の契約を実施しているところでございます。

資料の 3 番、29 年度の実施状況について、清掃業務と警備業務に分けてご説明させていただきたいと思っております。まず、清掃業務の実施状況は、(1) の①の表をご覧いただきたいと思っております。資料の表の中で、28 年度、29 年度、さらに件数を示してございまして、その中で統一した積算基準を用いてやったものとやっていないもの、さらに縦のほうで一般競争入札のうち、ダンピング対策、※印が付いておりますけれども、低入札価格調査制度ですとか、低入札価格調査制度のうち失格基準価格を設けたもの、最低制限価格制度を設けたものといったダンピング対策を実施したものの件数を表示してございます。

表の真ん中の 28 年度におきましては、ダンピング対策を実施して統一した積算基準を実

施したものは11件だったものに対しまして、29年度では42件で実施しております。また、複数年契約につきましては、表の下のところがございます、今年度から11件で実施してきております。

②の入札の結果につきましては、この下のところございまして、取組を導入した前と後で、応札した数はほぼ同じでございました。落札率については、取組を導入してからのほうが若干上がっている状況でございます。

(2)の警備業務につきましても、同様に表をご覧くださいと思いますけれども、ダンピング対策を実施して統一した積算基準で、昨年度やっていましてしたけれども、今年度29年度から11件実施している状況でございます。

②の入札の結果につきましては、その11件で比較してみますと、落札率が取組を導入した29年度のほうが上がっている状況が見られます。説明は以上でございます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。只今のご説明につきましてご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

藏谷委員。

○藏谷委員

1つ教えてください。前回説明いただいたかどうかわかりません。清掃業務、警備業務で複数年契約を採用する一番のポイントは何でしょう。それをちょっと教えてください。

○碓井会長

なぜ複数年契約にするかということですね。

○藏谷委員

そうです。

○事務局

取組方針の中でも複数年にする目的が掲げられておまして、取組番号28番ですとか、37番に掲げられていますけれども、その中で掲げられているのは、サービスの質の向上ということと雇用の安定を図ることというのが目的となっております。また、複数年でやることで規模が大きくなるということもあって、スケールメリットというものもあるのかなというふうに考えられるところでございます。

○藏谷委員

一番実務者でよくわかるのが雇用の安定で、いろいろな会議でお願いしているのだけど、私ども建設関連で一番関連するのが除雪。除雪もやっぱり重機を購入しなきゃいけない、あるいはリースしなきゃいけない。いつ降るかわからない。リースする場合も降ったときだけ借りるわけにはいかないので、4カ月借りるのです、降っても降らなくても。それだけ負担が多いし、自分で購入すると何千万という機械ですから、そんなに簡単に入手も

できないし、そうすると契約期間が1年だと来年取れるかなという不安があるので、なかなか踏み切れない。オペレーターの育成もしかりということで、やっぱり3年とか4年ぐらいになると、多少それよりも経営的な受注の採算が見込めるので、じゃあオペレーターももっと育成しようとか、重機も迷っているけど購入しようとかそういう設備投資につながるので、ぜひそちらのほうもご検討いただければ大変ありがたいと思います。

○碓井会長

事務局、どうぞ。

○事務局

除雪業務の委託の複数年契約についてということでお答えいたします。現在、除雪の業務、そのほかに道路維持補修工事といった業務について委託契約をしていますが、地域の建設業者さんと単年度ごとの契約を結ぶかたちを取っております。

今ご説明のありました清掃や警備業務の総価契約は年間の総額での契約となりますが、これらとは異なりまして、草刈りとか舗装の穴埋めなど工種別の単価契約となっており、月ごとまたは案件ごとに支払い、精算を行う、そういった手続を進めております。

このご意見につきましては、長野県の建設業協会さんと定期的を開催しております「地域を支える建設業」検討会議におきましてもご要望をいただいているところでございまして、この検討会議の中に維持管理・危機管理分科会といった分科会がございまして、その中で意見交換をさせていただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○碓井会長

ありがとうございました。

ほかに。吉野委員。

○吉野委員

資料の6の表の警備業務のところですけれども、2つお伺いしたい。ダンピング対策有りというのは、清掃業務の「※」のところと同じですか、それとも違うのですか。WTO案件は別として。それが1つ。

それから、入札結果のところの取組導入前後の件数の11件というのは、どこから出てくるのですか。29年度の11件は、恐らく複数年契約5件だから、16件から5件引いて11件がここに当たるのかもしれないと思うのですけれども、28年度の16件というのは何ですか。複数年契約が28年度15件、29年度16件になっているのだけど、ちょっとその関係がどうなっているのかよくわからないので、よろしくお願いたします。

○碓井会長

どうぞ、お願いたします。

○事務局

警備業務につきましてはすべて一般競争入札で実施しておりまして、清掃業務につきましては総合評価を入れている関係で、最低制限価格を制度的に入れられないということで、最低制限価格のほかに低入札価格の失格基準を入れているところでございます。警備業務につきましては、すべて一般競争入札で最低制限価格制度で実施している状況でございます。件数が一見して不整合のように見えるのですけれども、28年度の16件のうち、5件は既にその時点で契約を、対象は16件なんですけれども、既にもうその時には複数年契約を実施していた状況でございましたので、28年度に入札したのは11件でございます。

28年度の複数年契約につきましては、これは1件単年契約がございまして、15件となっているところでございます。

○吉野委員

28年度についても5件複数年契約なのですか。だから16から5を引いて11だと、そういう意味なのですね。

○事務局

はい、そうです。

○吉野委員

わかりました。ただ、下の複数年契約15件との関係は何ですか。

○碓井会長

事務局、今の吉野委員のご質問は。

○事務局

28年度まで契約していたものが10件ございまして、1件だけ単年契約がございましたので、全部で16件は16件なんですけれども、1件だけ28年単年度の契約をしている箇所がございまして15件。その他はすべて複数年契約になっています。ただ、本年度から11件については、2年から3年に再度複数年契約に契約期間を延ばして入札を本年度実施している状況です。

○事務局

28年度の複数年契約の15とあります。このうちの10件は前の年からの複数年契約で、28年度にそれが終わったということです。

○吉野委員

ちょっと紛らわしいですね。

○碓井会長

これは、締結ということでやるなどしないと、カウントの仕方がよくわからなくなりま

すね。進行中のものも入れてしまったということでしょう。

○事務局

ご指摘のとおりでございます。締結の件数に、今後資料は修正させていただきたいと思
います。

○碓井会長

ほかに。西村委員、どうぞ。

○西村委員

11 ページの結果は予想どおりという感じなのですが、こういうふうに変えた結果を、
もちろん1年単位、1年しかやっていないのですぐに評価できませんけれども、本当に評
価するとすれば、落札率が上がって、それがちゃんとダンピングの防止になり、適切な賃
金の支払いに結び付いているかというほうが大事でして、そこがよくわからないまま価格
だけが上がっていけば何にもなりませんけれども、そのへんの確認やチェックはどういう
感じでしょうか。

○碓井会長

事務局お願いします。

○事務局

次回にこの清掃と警備業務で行いました賃金実態調査の結果をご報告する予定としてご
ざいますので、今回の結果と合わせてご確認いただければ、また新しい評価というか分析
につながるのかと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございました。それでは、この件についてはこのへんで終わりたいと
思いますが、よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

エ 「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」の概要等について

○碓井会長

それでは報告事項エで、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の概
要等について」、事務局が営々のご報告される予定でいらしたと思いますが、時間がもう迫
っていますから、ごくごくかいつまんでお願いします。

○事務局

資料番号は7、資料ページ12ページをご覧ください。「建設工事従事者の安全及び健康
の確保の推進に関する法律」、通称「建設職人基本法」の概要について説明いたします。本
法は、平成28年12月16日に公布、本年3月16日に施行されました。制定に至った背景

について説明をさせていただきたいんですが、これは別冊といたしまして、本法の内容と政府が策定しました基本計画の全文が付いております。これはまた後ほどご覧をいただきたいんですけども、この中の「現状と課題」、ここの部分を使って制定に至った背景について述べさせていただきます。

建設業における従事者の労働災害は、全国で昭和47年には2,400人に上っていたものが、平成28年には294人まで減少し、長年にわたる官民を挙げた労働安全対策の成果が現れているものといえます。

一方、一人親方等の個人事業主等は労働安全衛生法上の労働者に該当しないため、同法の直接の保護対象に当たらず、死亡事故がいまだ年間約400人にも上っており、一層の実効性のある取組が急務となっております。この対策には、社会保険の原資となる法定福利費が末端の下請け業者まで支払われることや、工事現場における安全対策の統一的な実施、安全に配慮した設計や技術開発など、政府や都道府県における総合的な施策の展開が必要であるとして、法の制定に至ったものです。

本法では、政府が基本計画を策定し、都道府県はその基本計画を勘案し都道府県計画を策定するよう努めるものとしております。政府の基本計画は、本年6月9日に閣議決定されており、その概要は資料13ページに記載のとおりです。都道府県計画の策定に当たっては、都道府県の建設部局のみで立案できるものではなく、国土交通省地方整備局、厚生労働省の地方労働局並びに業界の皆様との密接な連携が必要であることから、国土交通省では、全国の地方整備局単位で地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議の立ち上げを予定しております。

本県が属する関東・甲信ブロックは、10月10日に第1回会議が予定されており、本県も建設部から出席する予定であり、この会議を受けて今後の推進体制の整備を図ることとしております。私からの説明は以上です。

○碓井会長

簡単をお願いします。

○事務局

この建設職人基本法と県の契約に関する条例の関連について説明をさせていただければと思います。まず、法律と計画の概要については概要版を付けてございますので、また後ほどご覧いただければと思います。

14ページをご覧いただければと思います。これにつきましては、建設職人基本法と長野県の契約に関する条例について、それぞれ関係あるところを抜粋して対比させたものでございます。目的についてはそれぞれ記載のとおりでございますが、建設職人基本法につきましては建設業の健全な発展、それに対して条例は県民の福祉の増進を目的としております。基本理念については記載のとおりでございます。

次に対象工事に大きな違いがございまして、基本法につきましては公共発注・民間発注を問わないのに対して、条例については県発注のみということになっております。

基本計画につきましては、先ほど説明がありました6月に閣議決定されたのが国の計画でございます。それに対して条例については、取組方針がこの計画に当たるということに

なります。

めくっていただいて15ページでございますが、それぞれ関係するところだけ抜粋をしてございます。まず、国の基本計画のほうですけれども、(1)としまして「安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等」ということでございますが、これに対して県の取組方針では、取組番号9番でございます。「建設工事等及び建設工事等に係る委託において、予定価格の設定に当たっては、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する」でございます。それと、取組番号75番でございます。「建設工事において、労働賃金の支払いの実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式等の試行を行う」でございます。

続きまして、国の計画の第3になりますけれども、「建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策」でございます。その中で社会保険等の加入の徹底、その他(3)として「働き方改革」の推進として、適正な工期の設定、週休二日の推進、適正な賃金水準の確保という内容になってございます。

それに対して取組方針としましては、取組番号72番、「建設工事等において、建設業退職金共済制度への加入など、事業者の労働福祉への取組を評価する総合評価落札方式の実施」。取組番号73番、「県の契約において、社会保険に加入していることを入札参加資格の付与要件とする」。取組番号74番ですけれども、同様に「入札参加資格の審査項目に、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備の取組を評価する」。最後75番、これは再掲になりますけど、適正な労働賃金を評価する試行でございます。法律及び国の計画と県の契約に関する条例との関連につきましての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○碓井会長

どうもありがとうございました。国の基本的な計画と、私どもが取り組んでいる取組方針の間に矛盾があれば我々は無関心ではいられないですが、今お話を伺いますと、ほぼ実質的には進めていることであるというふうに伺いましたが、委員の皆様から、只今のご説明についてご質問やご意見がありましたら。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

私のほうから関連して3点ありますのでお願いしたいと思います。私が申すまでもないのですけれども、非常に今、後継者不足ということについてはご存じだと思うのですが、そんな観点から、特に15ページの関係で関連した3点をお願いしたいと思います。

まず1点目なのですが、社会保障の未加入者対策ということでもありますけれども、国の中ではかなり徹底について実効性がある推進を行っているということがあります。これは前回の中で奥原委員のほうからもありましたけれども、なかなか今のこの県の方針だと、あくまで入札参加者だけの付与条件になってしまいますので、下請け・孫請けまで、一人親方の方までやっぱり徹底を図る必要があるんじゃないかなというのが1点です。

2点目が、やはり人材確保の観点から、一人親方の位置付けといいますか、その点が冒頭の今回の法の趣旨からも非常に重要なことだと思っておりますのでその点。

最後3点目なのですけれども、これもやっぱり人材確保の観点で、第3の総合的に計画を推進するために必要な事項の中の、国の中では(2)として、キャリアアップシステムということがありますけれども、その点についてもどんなふう考えられているのかという点、以上3点お願いします。

○碓井会長
事務局。

○事務局

それでは、今ご質問いただいた2点についてお話をさせていただきたいんですけれども、社会保険の未加入対策というものからご説明をさせていただきたいんですけれども、既にもう官民を挙げた取組は5年目を迎えております。推進体制としては、ワーキンググループというのをつくっております、そこには建設業協会さんですとか、建設労連さんにご参加をいただいて数々のご提言をいただいております。社会保険の未加入対策というのは、実はもうほとんどの業者さんに入らせていただいております、もう第2ステージに今来ていると。その第2ステージの内容というのは、まさに社会保険の原資となる法定福利費を末端の業者の皆様方、比較的弱い立場の一人親方の皆様方にまで行き届くような施策をとということでご提言をいただいております。

取りあえず今やっている内容とすれば、県のホームページ、専用のページを作る、それとかメルマガを750者に送っているんですが、そこで社会保険の未加入対策等を常に情報発信させていただいている。年1回だけなんですけれども、法定福利費セミナー、これは建設業者さんが集まる会議におきまして、法定福利費をきちんと元請けの業者さんからいただくようにと、標準見積書を活用しましょうと、そういったようなセミナーを開催したりしております。こういったような取組を、さらに建設職人基本法を踏まえまして前進を図っていききたいと考えております。

○事務局

私のほうから、建設キャリアアップシステムについて回答したいと思います。まずこのシステムについてですけれども、現在国のほうでシステム開発が進められているものでございまして、目的としては、技能者の経験が蓄積されるシステムをまず構築しまして、評価に応じた処遇改善、技能者をめぐる環境の改善を目指すものでございます。

具体的な内容としましては、技能労働者の本人情報、これは当然真正性ですとかそういうのを確認した上になりますけれども、各種情報を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムでございます。登録する情報としては、住所・氏名・年齢ですとか性別のほかに、社会保険の加入状況ですとか、建退共手帳の有無、保有資格、研修受講履歴ですとか、労災保険の加入の有無、あと就業履歴等が1つのカードに登録されて、職場や現場が移ってもそれが証明にもなるというシステムでございます。

このシステム、予定では国のほうで本年度運用のほうが開始されると聞いております。また、その国の動向を注視してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○碓井会長

湯本委員、よろしいですね。

次、吉野委員。

○吉野委員

ちょっと確認的な話ですが、都道府県計画はおつくりになるおつもりですね。

○事務局

そのとおりです。

○吉野委員

つくとすれば、スケジュール的にはどういうふうになりますか。

○事務局

未定でございます。10月10日の関東・甲信ブロックの会議を受けて、推進体制の整備を図りたいと考えております。

○吉野委員

そこで、この都道府県計画と取組方針との関係ですけれども、具体的な措置が計画ではっきり示されますと、恐らく追加する部分が取組方針に出てくる。県発注の部分についてはこれを追加するという、そういう心づもりと考えてよろしいですか。

○事務局

必要であればそのようなことになろうかと思えます。

○吉野委員

わかりました。ちょっとそういう位置付けをお聞きしたかったのです。

○碓井会長

基本的な計画に基づいて県計画をつくるときに、それに比べて不足する部分があればこちらの取組方針に追加する必要があると出てくると、こういうことですね。

○事務局

はい。

○碓井会長

ほかに何か。

奥原委員。

○奥原委員

今の湯本委員の追加ですけれども、15 ページの県の契約において社会保険の加入のことを付与要件とするということですので、下請けさんまで確実に安全衛生費が払われるようにするというような文言を明記していただくとありがたいなというお願いです。

もう一点ですけれども、ちょっと遡って申し訳ないですけれども、先ほど資料6のところ、事務局のほうから、単年度契約の民間委託を道路維持管理等についてされているということでしたけれども、実際あったケースで、民間委託されているところに、例えば災害復旧等で小規模工事当番に登録されている業者さんが現場に出動したときに、要するにその民間委託されている業者さんから委託されたというかたちになってしまうので、中小企業さんの完成工事として上がってこずに、業務委託されている企業さんの完成工事として上がってしまうというようなケースがあるようですので、そちらがないように精査していただきたいというか、確認していただきたいと思います。

○碓井会長

奥原委員の今の一つ目のご意見のほうは、ご要望としては今日のこの委員会に出されたということで記録にとどめておきます。これは委員会としてそうだとすると蔵谷委員などにご発言したくなるだろうし、今日は時間もないし、そういう要望があったということにとどめさせていただいてよろしいですか。下請けまでうんぬんと、それは要するに元請けの義務としてその社会保険加入の徹底を下請け契約できちんとせよとなると、いろいろ議論がありそうですので、そこまでは今日は詰める余裕はないので、要望があったということにとどめさせていただきます。

ほかに何か。渡辺委員。

○渡辺委員

確認ですけれども、建設職人基本法とこの取組が対応してあるということは、例えば、今の時点で5つほどこの法律に合致する取組があるということなんですけれども、今後やはりこの基本法に則して必要な取組があれば盛り込んでいくという、そういう方針だという解釈でよろしいでしょうか。

○事務局

決定的な違いは私どもこの審議会を通してやっているのが、県の契約に限られているというのに対して、今回国のほうでつくられた基本計画は、発注者を問わずすべての工事が対象になるというので、そこが大きな違いとしてございます。

ただし、やっぱり視点としては取組方針として今まで扱ってきたのとかなり共通した視点が入っておりますので、県が国に準じて基本計画をつくる段階になりましたら、随時こちらの審議会のほうに内容のご説明を差し上げて、その上で取組方針として追加、あるいは変更が必要なものについては、ご審議いただくというかたちでお願いできればというふうに考えております。

○碓井会長

どうもありがとうございます。

ほかに何か。それでは報告事項については承ったということにさせていただきたいと思
います。

以上で、一応予定した審議事項、報告事項は終わりになりますが、このほか、特に何か
ご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、予定していた議事がすべて終了いたしました。私の不十
分な進行役にもかかわらず、議事進行にご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、事務局のほうでお願いいたします。

7 その他

○事務局

碓井会長さん、どうもありがとうございました。

それでは、次第7のその他でございます。まず事務局からでございますが、次回の審議
会の開催でございますが、事前にメール等で照会させていただきました。ちょっとまだ調
整が必要なんです、今の時点で11月13日の月曜日か、11月16日の木曜日、このどち
らかで開催させていただけたらと思っております。また、日程の調整ができ次第ご連絡い
たしますので、よろしくお願いいたします。

あと委員の皆様から何かございますでしょうか。ないようですので、本日は大変ご熱心
なご審議をありがとうございました。

8 閉会

○事務局

それでは以上をもちまして、平成29年度第2回長野県契約審議会を閉会いたします。本
日はどうもありがとうございました。